



(案)

海津市行財政改革大綱

2020年3月

目 次

I	策定の趣旨	……	1 - 3
	1. 海津市の財政状況		
	2. 行政改革の必要性		
II	行財政改革の基本的な考え方	……	3 - 4
	1. 総合計画推進のための行財政改革		
	2. 計画の期間		
	3. 庁内推進体制		
	4. 進捗状況の公表		
III	基本目標と取り組み	……	5 - 6

I 策定の趣旨

1. 海津市の財政状況

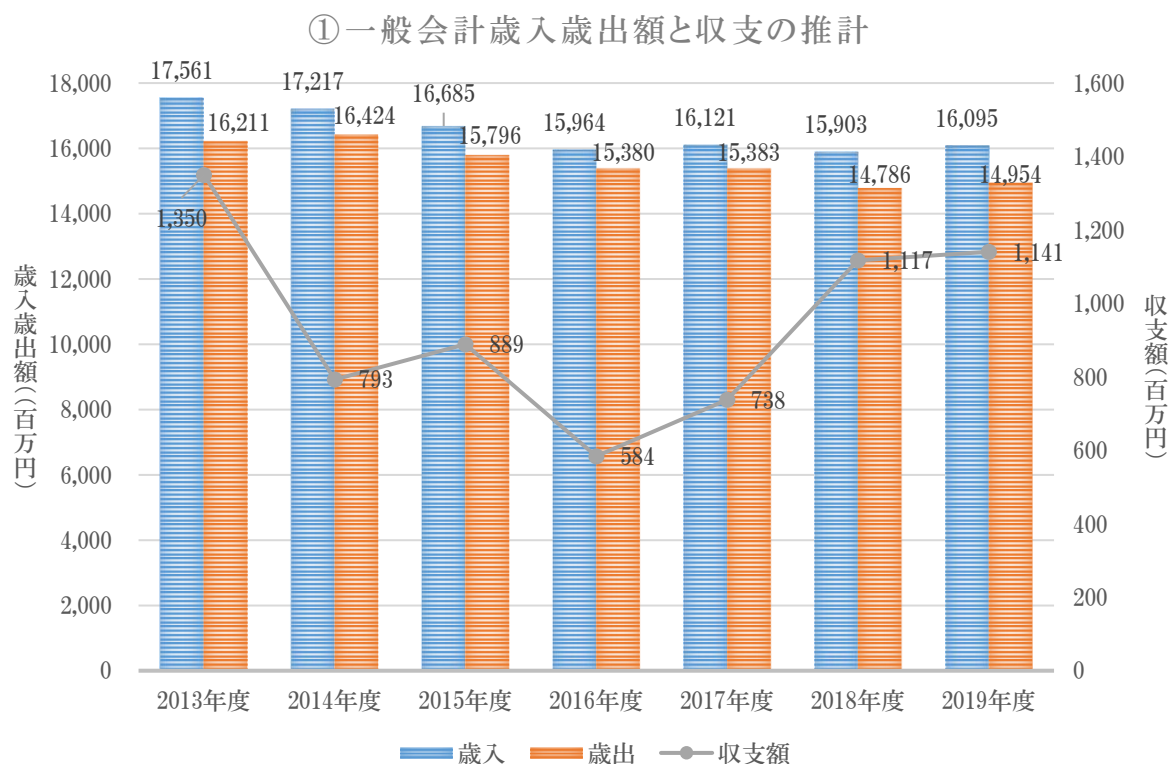
グラフ①は、本市における近年の一般会計歳入歳出額と収支です。

一見すると、収支は一貫して黒字のように見えますが、これは財政調整基金をはじめとした基金の繰入れや繰越金が歳入に含まれているからであり、それらの影響を除いた実質単年度収支を見ると、2013年度（平成25年度）より、赤字が常態化していることが分かります。（2016年度を除く）（グラフ②）

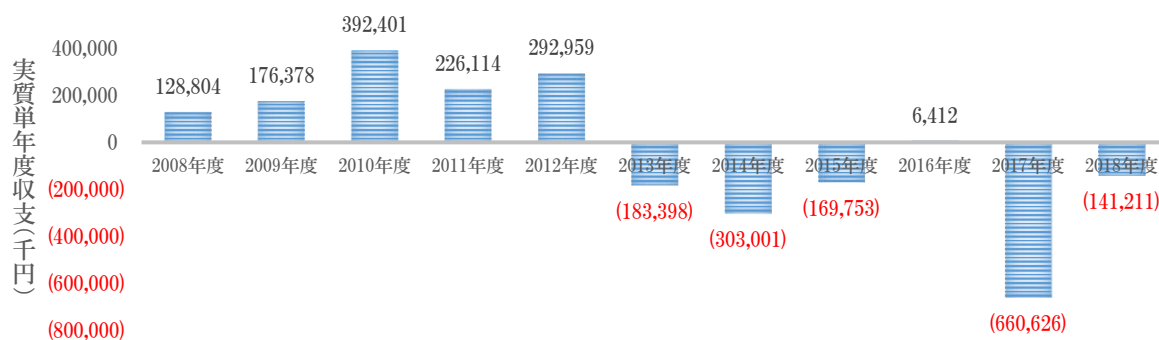
歳入においては、普通交付税合併算定替の縮減等の影響により地方交付税が減少するなか、人口減少等により、市税収入の減少が続いており、普通交付税については、2020年度（令和2年度）では一本算定となるため、さらに減少する見込みとなっています。

一方で、歳出については、引き続き下水道会計への多額の繰出しや高齢化等による扶助費の増加が予想されます。2018年度末の財政調整基金残高は、11.6億円となっており、2019年度以降も前年度と同規模の取崩しが発生すると、遠くない将来に枯渇するものと推測されます。＜グラフ③＞

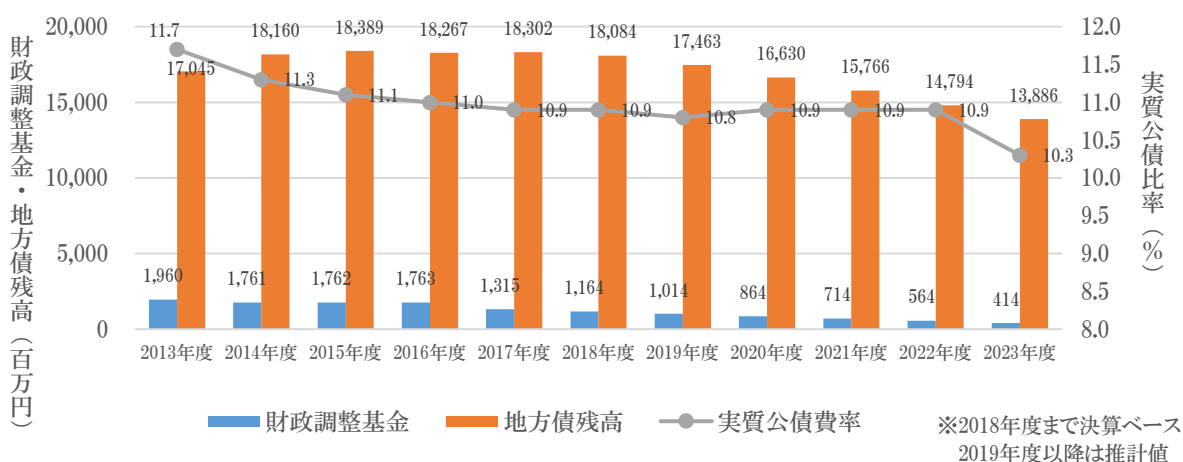
将来に渡り安定的で持続可能な財政運営を続けていくためには、臨時的な財源に過度に依存することなく、経常的な収入の確保により経常的な歳出を賄えるよう市の財政をスリム化し、財政構造を変えていく必要があります。



②実質単年度収支



③財政調整基金・地方債残高と実質公債費率の推計



●財政分析指標

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
財政力指数	0.54	0.54	0.54	0.53	0.52	0.50	0.49
実質公債費比率%	11.5	11.7	11.3	11.1	11.0	10.9	10.5
将来負担比率 %	70.4	60.0	63.0	56.2	61.4	66.5	62.4
経常収支比率 %	88.3	88.7	94.0	92.3	93.7	92.7	93.9
標準財政規模 百万円	10,472	10,587	10,427	10,500	10,410	10,417	10,245
住基人口 3.31 現在 人	37,797	37,740	37,213	36,670	36,089	35,540	34,960

※住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、2012 年の住基人口以降は外国人(527 人)を含んでいます。

●地方債現在高

[単位：百万円]

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
普通会計	16,260	17,455	18,535	18,726	18,567	18,630	18,264
水道事業	4,108	3,830	3,735	3,413	3,082	3,004	2,966
下水道事業	16,179	15,540	14,902	14,239	13,549	12,996	12,758
介護事業	672	634	594	554	512	493	518
総合計	37,219	37,459	37,766	36,932	35,710	35,123	34,506

2. 行財政改革の必要性

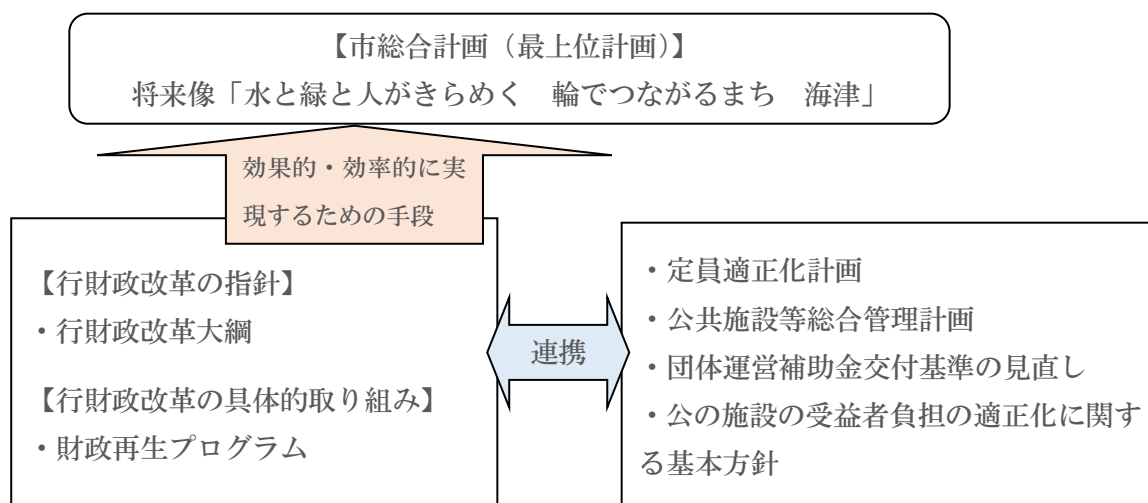
人口減少や少子高齢社会の進展、景気回復の兆しを見せながらも足踏み状態の続く経済情勢、被害想定が懸念される南海トラフ地震への備えなど、本市を取り巻く社会環境や対応すべき行政課題は年々変化し、新たな行政需要は増え続けています。一方で、市税をはじめとする自主財源の減少、社会保障関係経費をはじめとする義務的経費の増加により、本市の財政状況はより厳しい状況下に置かれるものと考えられます。

また、喫緊に迫った、財政調整基金が底をつき予算を組めない事態を回避し、将来に渡り持続可能な自立したまちづくりを進めるために、真に必要な行財政改革をより確実に実行していくため、これまでの「行政改革大綱」を改め、財政面を強く意識した「行財政改革大綱」を策定します。

Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

1. 総合計画推進のための行財政改革

本市では、「海津市第2次総合計画」に基づくまちづくりが、平成29年度からスタートしています。総合計画は、政策（基本目標）を実現するために展開する施策や、施策を実現するための事務事業を定めた行財政運営の最も基本的な指針であり、行政改革は、最上位計画である総合計画に描かれている将来像「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」を実現するための事務事業を効果的・効率的に実施するための有効な手段として位置付けます。なお、海津市第2次総合計画の計画期間は令和8年度までであり、その後、新たな総合計画が策定された場合においても、その位置付けは変わりません。



2. 計画の期間

行財政改革大綱と、大綱の具体的取り組み内容である「財政再生プログラム」の期間は、それぞれ令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

ただし、改革の進捗状況及び効果等を検証しながら、必要に応じて見直します。

3. 庁内推進体制

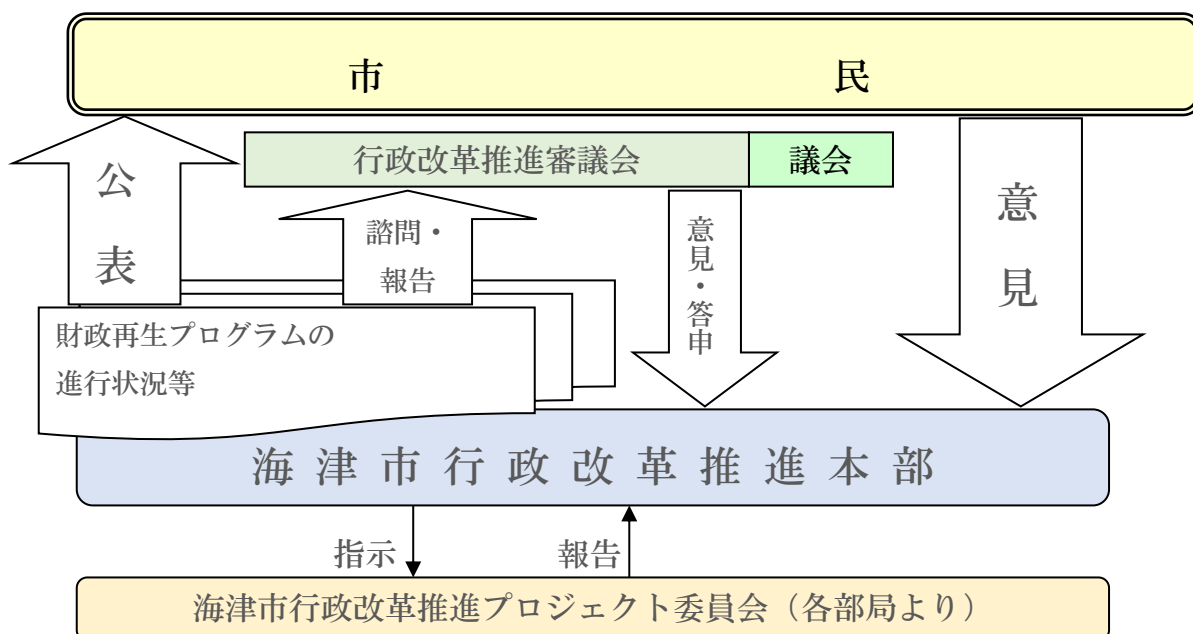
市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長及び部長級職員で構成する「海津市行政改革推進本部」を中心に、各課長で構成する専門部会がそれぞれの部門の推進状況を確認し、各課課長補佐・係長級の職員で構成する海津市行政改革推進プロジェクト委員会が各部署での推進役として、全職員が総力を上げて推進するものとします。

4. 進捗状況の公表

行財政改革の推進にあたっては、市民の理解を得ながら、市民とともに改革を進めていく必要があります。そのため、毎年度の改革の進捗状況や成果を市行政改革推進審議会に報告するとともに、市のホームページ等で毎年公表することとします。

【参考】

海津市における行財政改革の推進体制



○行政改革推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：教育長及び部長級職員

Ⅲ 基本目標と取り組み

厳しい財政状況を鑑み、令和２年度からの大綱は「行財政改革」の視点に絞り、次の２点を基本目標とします。

- １．最適な財政構造等への改革
- ２．最適な事務事業への見直し

【取り組み内容】

１．最適な財政構造への改革

（１）歳入の確保

合併による財政支援の特例期間の終了を見据え、中長期的な視点に立った中期財政計画を策定するとともに、市全体の財政の健全性を維持していくため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき適切な財務状況の管理に努めます。

市税、各種使用料の収納率の向上に努めるとともに、応能・応益の原則による市民負担の見直しを図ります。また、未利用資産の活用に向けた方針の策定など自主財源の確保に努めます。

（２）歳出の抑制

市全体の財政の健全性を維持していくため、従来からの慣例から継続している事業や現状に即応していない事業などを、社会経済情勢の変化といった事項を基に分析を進め、既に目的を達成したものや効果の乏しいものは、縮小・廃止を行い、併せて、効率的な施設の管理運営や事務の効率化の努力を続けながら、一から全ての事務事業を見直し、歳出の抑制に努めます。

２．最適な事務事業への見直し

（１）事務事業の見直し

最少の経費で最大の効果を上げるという原則のもと、事務事業の公共性、有効性、効率性について継続的に見直しを行い、厳しい財政状況に対応していくため、既に目的を達成したものや必要性の薄れたもの、市民ニーズに合わないものは、縮小、廃止など整理統合を行い、より簡素で効率的・効果的な事務事業の実施に努めます。

（２）公共的施設の見直し

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視野で市民ニーズを的確に捉え、インフラの長寿命化に取り組むとともに、重複サービスとなる施設については、民間資金による利活用、用途変更や廃止など検討します。

また、公共施設の休館日や開館時間などについても、利用状況や費用対効果に見合った弾力的な施設運営を検討します。

（３）外部委託の推進

民間委託・民営化が可能な事務事業については、コスト面やサービス面において効果が期待できると判断できる場合について、民間委託等を推進します。

特に施設の管理業務については、積極的な指定管理者制度への転換を図りながら、行政サービスの維持、経費の削減などを目指し効率的、安定的な経営強化に努めます。

（４）公営企業等の健全経営

公営企業、特別会計を問わず全ての会計の健全化が求められており、経常的な赤字を抱える会計については経営内容の改善が必要です。また、各会計の運営に当たっては、独立採算を基本に効率的な会計運営を推進するとともに、財源確保のため適正な料金を設定することで、一般会計からの繰出金の圧縮に努めます。